

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター労働組合委員長森川茂から次のとおり争議行為を行う旨、平成19年10月4日通知があった。

平成19年10月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 事件

新たな財政再建方策に関連する賃金合理化に対する要求の完全獲得を目的とする本組合と、相手方であるかがわ総合リハビリテーションセンターに対する争議

2 日時

平成19年10月31日午前8時30分以降、要求貫徹までの期間

3 場所

香川県高松市田村町1114番地

かがわ総合リハビリテーションセンターの構内又は職場

4 争議行為の概要

前記場所における全体的あるいは部分的に、連続的、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための、一切の争議行為を単独又は併用して行う。

ただし、救急患者及び入所中の重症患者のための必要ある場合は、保安要員若干名を除く。